

福祉バス運行に係る留意点（新型コロナウイルス感染症対策関連）

福祉バスの運行に関しては「障害者福祉バス利用のご案内」の記載内容に基づきご利用いただくことができますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意点については、本書において定めますので、申し込みや利用にあたっては、本書記載事項を利用者全員が十分に理解・遵守していただきますようお願いします。

1. 利用団体への依頼事項

(1) バス利用当日に次のいずれかに該当する方は利用を中止してください。

- ・ 37.5℃以上の熱がある（または平熱より 1℃以上高い）
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）がある
- ・ せき、のどの痛みなど風邪に似た症状がある
- ・ 味覚・嗅覚に異常がある
- ・ 過去2週間以内に、感染が拡大している国・地域への訪問歴がある
- ・ 新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある

(2) 利用者は以下のことを徹底してください。

- ・ 検温（利用当日に前もって実施）
- ・ マスクを着用しない場合の咳エチケット
- ・ 手洗い、乗車時の手指消毒（バス車内に消毒液あり）
- ・ 車内での会話を控える
- ・ 車内において大声での会話や歌唱を含むレクリエーションの禁止
- ・ 車内における水分補給を除く飲食を控える
特に飲み物の回し飲みやお菓子などを複数人で食べる行為の禁止
- ・ やむを得ない理由により、車内で飲食をする必要がある場合は、黙食の徹底
- ・ 座席に余裕がある場合は可能な限り一人一人が距離を取れるよう、座席配置を工夫
- ・ 行き先での感染対策
- ・ ごみの持ち帰り

2. 運行中における感染症対策

車内の空気を換気するため、運行中一部の窓を開けるほか、駐車場等での停車中（休憩等）には、窓や乗降口を開放させていただきますので、予めご了承ください。そのため、車内から出られる際には、各自において貴重品や荷物の管理を行ってください。

3. マスクの着用について

着用するかどうかについては個人の判断となりますが、運行中の車内では、他の利用者と身体的な距離（2 m以上を目安）が取れない状況で会話をされることも想定され、こうした状況下では、マスクを着用することが厚生労働省より推奨されています。

4. 運行中止について

次の場合は運行を中止します。（（3）（4）の場合は運行の一部を中止します。）

- （1）広島県を対象に「緊急事態宣言」（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づくもの）が発出されている期間
- （2）広島市において「まん延防止等重点措置」が実施されている期間
- （3）行き先や運行経路上の県・市町村において、緊急事態宣言の発出やまん延防止等が実施されている期間（該当地域への移動を中止。当該県を通過することも中止）
- （4）国や広島県から、県外への移動自粛が求められている期間（広島県外への移動を中止）
- （5）上記のほか、広島市が安全管理上特に必要と認めたとき

なお、中止により利用予定団体が被った不利益（昼食代、施設予約のキャンセル代など）について、広島市が責任を負うことはできません。また、別日への振替運行もいたしません。

5. その他

上記1～3のないようについては、感染状況等により内容を変更する場合があります。

「障害者福祉バス利用のご案内」の内容についても確認してください。

令和5年3月10日策定